

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第四号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

平成十九年八月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

法 人 名

本 店 所 在 地

上田八木短資株式会社

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目四番二号

東京短資株式会社

東京都中央区日本橋室町四丁目五番一号

セントラル短資株式会社

東京都中央区日本橋本石町三丁目三番十四号

件名

金融商品取引法施行令第一条の九第四号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件